

入札監理小委員会
第541回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第541回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年5月31日（金）13：38～15：26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 能力開発基本調査（厚生労働省）
- 就労条件総合調査（厚生労働省）
- 国際航空旅客動態調査（国土交通省）
- 那須平成の森運営管理業務（環境省）

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、三輪専門委員

（厚生労働省）

人材開発統括官人材開発政策担当参事官室 相本参事官
人材開発統括官人材開発政策担当参事官室 名和基盤整備係長
人材開発統括官人材開発政策担当参事官室 田井職業能力開発指導官
人材開発統括官人材開発政策担当参事官室 丸田基盤整備係員

（厚生労働省）

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 中原室長
政策統括官付参事官付統計企画調整室 細井室長
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 小島室長補佐
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 黒川統計総務係長

（国土交通省）

航空局 ネットワーク部 空港計画課 木原室長
航空局 ネットワーク部 空港計画課 戸屋専門官
航空局 ネットワーク部 空港計画課 吉野課長補佐
航空局 ネットワーク部 空港計画課 藤田研修員

(環境省)

自然環境局 国立公園課 中尾課長

自然環境局 国立公園課 清武課長補佐

自然環境局 国立公園課 白川企画係長

関東地方環境事務所国立公園課 高村課長

日光国立公園管理事務所 水崎所長

日光国立公園那須管理官事務所 津田国立公園管理官

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第541回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の能力開発基本調査、厚生労働省の就労条件総合調査、国土交通省の国際航空旅客動態調査、環境省の那須平成の森運営管理業務の実施状況及び事業評価(案)4件の審議を行います。

初めに、能力開発基本調査の実施状況について、厚生労働省人材開発統括官人材開発政策担当参事官室相本参事官よりご説明をお願いいたします。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○相本参事官 担当参事官の相本でございます。それでは、厚生労働省の事業の実施状況につきましてご説明申し上げます。

まず、お手元の資料A-2の1ページ目をごらんください。

本調査でございますけれども、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料とすることを目的としており、平成13年度以降、毎年度実施しております。

本調査は、企業調査、事業所調査、個人調査の3つの調査を行っており、対象の業種に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営企業及び民営事業所並びに当該民営事業所に雇用されている常用労働者が対象となります。

調査は毎年10月1日現在について行い、調査実施の翌年3月までに調査結果の公表を行っております。

調査の流れは、この3つの調査でそれぞれ異なりますけれども、調査票の回収といたしましては、郵送、調査員の訪問のほかオンラインによる回収を行っております。

それでは、事業の概要について、資料1、能力開発基本調査の実施状況についてご説明いたします。

まず、1ページ目、1.事業の概要でございます。能力開発基本調査実施業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づいて民間競争入札を行い、平成29年度調査及び30年度調査の事業を実施しているところでございます。

業務内容につきましては、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、データ入力に係る業務が主となっております。平成29年度から31年度の3カ年の調査において一般社団法人新情報センターへ委託して実施しております。

今回の実施状況の評価は、平成29年度、30年度の2カ年の調査についてとなっております。

続きまして、事業者の決定の経緯についてです。能力開発基本調査における民間競争入札実施要領に基づき、2者から提出された企画書に基づいて外部有識者を含む評価者によって審査した結果、いずれも評価基準を満たしておりました。

そのうち1者については、予定価格の範囲内であったことから、1者について総合評価を行い、当受託事業者に決定したものであります。

次に、実施評価期間において、2. 確保されるべきサービスの質の達成状況をご説明いたします。引き続き、資料1、1ページ目をごらんください。

(1) スケジュールの遵守、2ページ目の(2) マニュアルによる対応については、いずれも適切に実施されたところであります。

(3) 回収率等の目標につきましては、まず1点目に、調査票の有効回収数を企業調査、事業所調査、個人調査それぞれで設定しております。これは、達成には至らなかったものでございますけれども、2カ年間の間で適切な対応策を実施した結果、平成30年度においては前年度を上回る回収率となっており、一定の成果が見られたところであります。

また、2点目に、それぞれの調査票の有効回収率において平成27年度調査結果を上回ることを求めています。

資料A-2、3枚目以降にも参考として具体的な都道府県ごとの回収率を添付してございますが、全ての都道府県においては目標達成とはならなかったところでございます。ただし、受託事業者からは、各年度において前年の反省を踏まえた改善策も講じられているところであり、地域による偏りなどもないことから、適切に実施されたものと考えております。

戻りまして3ページ目、(4) 報告期日、検査につきましては、一部適切に実施されなかったものがございました。これは、平成29年度の調査において集計項目の一部未集計があったこと、それから平成30年度調査において集計項目の一部記載の誤りがそれぞれあったもので、いずれも結果公表後に訂正情報を公表しているところです。

ただし、これらにつきましては、受託事業者から提出された集計表を厚生労働省においてもチェックした際に、その誤りを発見できなかったという経緯もございます。受託事業者のみの責任に帰するとは言えないものと考えてございます。

続きまして、6ページ目、3. 実施経費の状況をごらんください。能力開発基本調査は、会計法第29条の3第1項に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行い、契約形態は請負契約、調査票等一式の送付に係る送料については精算払い（単価契

約)としております。

まず(1)の契約金額を見ていただきますと、市場化テスト前の平成28年度の調査と市場化テスト1期目の平成29年度から31年度調査の単年度における契約金額につきましても同額となっており、支出削減効果は得られなかったということになっております。

契約状況等の推移につきましては、先ほどの資料A-3にもあわせて記載してございます。

最後に、今後の事業についてでございます。

以上のことから、資料7ページ目、6. 今後の事業に記載してございますけれども、本事業につきましては、良好な実施計画が得られたとまでは言えないものと考えてございます。市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針による終了基準では、記載の1から5までの評価としてございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、④の確保されるべき質に係る目標の達成には至らなかったこと、それから⑤の従来経費と比較して経費の変動がなかったことから、市場化テスト終了基準を満たすことができていないため、来期においても市場化テストを継続させていただきたいと存じております。

次期事業の実施に当たりましては、各調査のオンライン回答割合を高める方策を検討しているところでございます。これにより、調査票の回収に係る郵送費を削減することを目指しているところでございます。

当省からの説明は以上とさせていただきます。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案につきまして総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局より評価案につき資料A-1に基づきご説明いたします。

本資料A-1の1でございます事業の概要につきましては、先ほど厚生労働省よりご説明ありましたので、改めてのご説明は割愛させていただきます。2の評価について以降をご説明いたします。

まず、結論から申し上げますと、次期契約についても、本事業につきましては市場化テストを継続することが妥当であると考えております。

以下、その根拠について申し上げます。

まず、IIの実施内容に関する評価につきまして、確保されるべき質について、有効回収率につきましては、今回、評価対象とした2年度とも当初実施要項で設定した目標率を達成しておりません。また、集計にあたっては誤りもございました。また、続いて3の実施

経費につきましてでございますけれども、こちらについては、市場化テスト導入前にかかった経費と同額でございます。

続きまして、5ページ目の評価のまとめにつきましてですけれども、こちらは、確保されるべきサービスの質について一部目標を達成していないという点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

一方、業務を委託している民間事業者からの提案により、回収率向上の対策がとられたものというものもございます。

応札者数につきましては、新規応札者を含め2者が応札している点を踏まえれば、競争性が一定程度担保されていると考えてよいものと思っております。

最後、5ページ目の下の今後の方針についてですけれども、本事業は今期が市場化テスト事業の1期目でございます。実施府省は、先ほどご説明ありましたとおり、次期についても市場化テストの枠組みを継続して行う旨を表明しておられます。この点につきまして、指針で定められた基準の5点に当てはめると、事業実施期間中に業務改善指示や法令違反等はなかった、及び実施府省等において実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを備えている、この2点につきましては、質を満たしていると考えております。また、競争性の確保についても、複数入札と達成しております。

一方で、確保すべき質の達成及び経費削減については、先ほど申し上げたとおり、これについて達成していないものと考えております。そのため、市場化テストの継続につきまして、事務局としても異存ありません。

次期契約につきましては、今回達成できなかった質の確保及び経費の削減を達成するための取り組みを行うものと考えてございます。

先ほど実施府省よりご説明ありましたとおり、例えばオンラインの回収率を高めるなど挙がっておりますけれども、そのほかにも本監理委員会で議論等を踏まえていただいて、実施要項の修正、質の向上を図ってもらうものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いたします。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。どうぞ。

○三輪専門委員 三輪と申します。

先ほどの報告、あと評価、その中の気になった部分は、報告に関する一部適当に実施されなかったというところです。やはり統計調査は質というか信頼が命なので、こういった

ことはすんなりと受け入れられないんですが、一部が集計されないままですとか、あるいは記載の誤りといった点なんですが、それがどうして起こったのか、そしてさらに、どのように今改善するようなやり方に変えたのかなど、もし工夫がございましたらお教えいただきたいと思います。集計から確認までのプロセスのところですよ。

○相本参事官 基本的に毎年度、3月末の集計ということで、集まったデータについて委託先事業者の整理をもとに、私どものほうで最終的なチェックをするという作業を進めているところでございます。

1つは、原因といたしましては、調査実施が10月からということで、かなりぎりぎりのタイミングで集計作業に追われたということが1つ原因だったんだろうと思います。そういった形で、先ほどもございましたけれども、集計方法の改善等で余裕を持った作業が実施できるということ、当然のことながら、委託先事業者と私どものダブルチェックを徹底するといった形で、このようなミスの再発が防げるものと考えてございます。こういった形で将来の統計上のミスをなくしていくということをしっかり確保していきたいと考えております。

○井熊主査 よろしいですか。ほかいかがでしょう。どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。継続するしか方法がないので継続だと思うんですけど、資料A-3を見ると、基本的にはサーベイリサーチセンターというところと新情報センターという2者が交互にやっているとことなんなんですが、不参加になったところから、調査員による訪問での調査票の回収が困難と判断ということで、例えば全国一律だと訪問するので出張が多いということかなと思うんですが、これについては例えば次回だと、地域に分けるとか、関東とか関西に分けるとか、そういう方法があるのかというご質問が1つ。

もう一つが時間がないという、10月1日現在で3月末までの結果なので、どうしても10月1日じゃなきゃいけないんでしょうか。統計上、9月1日とかじゃいけないのかなと。1月ぐらいあくじゃないですか。なので、そういうご検討をされたのかなというのがありまして、その2点をお願いいたします。

○相本参事官 1点目のご質問は、説明会の場所についてということでしょうか。

○関野副主査 場所ではなくて、訪問での調査票の回収と書いてございますので、それが大変だから応札しなかったというんですよね。なので、要項自体を地域によって分けるとか、そういう方策は次回考えておりますかというご質問です。

○相本参事官 地域ごとに受託者を分けるという意味でございましょうか。

○関野副主査 はい。

○相本参事官 基本的に、調査の統一性とか整合性を確保するために、受託事業者は全国一本のほうがよろしいのではないかと考えてございます。もちろん、そのための工夫の仕方はあるのかもしれませんが、分けるというよりは、回収の方法によって、そういった形の工夫ができるかどうかの検討が必要かと考えてございます。

それから、なぜ10月かというところでございます。確かにもうちょっと早めればというところもございますけれども、私どもといたしましても、できるだけ質問項目なりの精査ということをしっかりやった上で、厚生労働省内あるいは総務省との意見調整といったプロセスもございます。そういったことを考えますと、現状の10月1日現在というのが1つの節目と申しますか、それより早目に準備を進めるということはなかなか難しいといった部分もあろうかと考えてございますので、調査時点に関しましては10月1日というものを基本にしたいと考えております。

○関野副主査 ということは、次回やってもあまり改善は期待できないかもしれないけれども、訪問するんじゃなくて、パソコンとかネットを使った集計に移行したほうが効果があるのではないかとということですね。

○相本参事官 回収の労力、コストの削減という意味では、ネットを通じてというのは1つの効率的なやり方だと考えてございます。こういったものを積極的に進めていくことで、おっしゃるような改善ということに結びつけていくものであろうと考えております。

○関野副主査 結構です。ありがとうございました。

○井熊主査 ほかいかがですか。よろしいですか。

本件につきましては、そういったことで、次に何とか目標を達成できるようにいろいろ取り組みの方法を改善していただいてということで、継続ということでしたと思います。事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、本件につきましては、事業を継続するというところで監理委員会に報告するようお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(厚生労働省入室)

○井熊主査 では、続きまして、就労条件総合調査の実施状況について、厚生労働省政策

統括官付参事官付賃金福祉統計室 中原室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○中原室長 それでは、よろしくお願ひいたします。厚生労働省賃金福祉統計室の中原でございます。本日は就労条件総合調査の実施状況報告について説明させていただきます。

まず、この調査の概要から説明させていただこうかと思っております。資料2のI事業の概要等の6項目のところに事業の目的もございませうけれども、この調査は、主要産業におけます企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労状況の現状を明らかにすることを目的としております。

例えば毎月勤労統計、賃金構造基本統計といったものが労働時間とか賃金の実態、水準とか、そういったものを調査しているのに対しまして、この調査では、労働時間で言いますと、所定労働時間の状況、みなし労働時間制度、裁量労働制度の導入状況、また年休の取得状況とか時間外賃金の割り増し状況、そういった労働時間、賃金の制度面から調査をしているというものでございます。

また、5年ローテーション調査項目といたしまして、諸手当、労働費用の状況、退職金制度、給付額なども調査をしているところでございます。

なお、調査の範囲、対象は、農林漁業を除きます主要産業の30人以上の常用労働者を雇用する民間企業を対象としておりまして、調査時点は1月1日現在、またはその前年1年間を対象としております。

調査方法は、郵送調査、オンライン調査の併用ということで行っております。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

I事業の概要等でございます。1項目、事業の概要でございますが、ここにございませうとおりでございませうが、調査の流れといたしましては、まず企画関係、調査票の作成とか調査対象の選定、そういったものは厚生労働省で行いまして、その後、受託事業者で調査関係用品の印刷、配付、回収、審査、データ入力といったここに書いてあるような業務を行っていただいているところでございます。その後、データ入力を行っていただいたものを納品していただきまして、厚生労働省で集計、公表という流れとなっております。

今回の実施期間でございますが、平成29年9月からの2年7カ月でございます。

入札の状況でございますが、応札業者は6者、そのうち予定価格内は1者という状況でした。

民間競争入札の選定の経緯でございますが、まず基本計画に掲載されておるのは平成1

9年度、市場化テスト事業としての実施回数が5回、新プロセスに移行した年度が平成26年度ということとなっております。

続きまして、Ⅱの評価でございます。調査票の回収状況でございます。平成29年度でございますが、まず11月に挨拶状の送付、12月1日の調査票の発送から始まりまして、その後、リマインドとしての督促はがき、督促架電等々を行ってきたところでございます。しかしながら、有効回答率が3月に入っても目標とする水準値に達しなかったといったところがございまして、3月22日から追加ということで第3回目の督促架電を実施したところでございますが、この2ページの表のところでございますとおり、目標とする水準値をかなり下回るといった状況となっていたといったところでございます。

平成30年度でございますが、受託事業者は29年度に行ったことに加えまして、3月8日に追加の督促はがきを発送するといったことをしております。また、第1回目の督促架電、3回目の督促架電を10日ほど早めるといったことで、督促効果を高めようといったことを実施していたところでございます。

結果でございますが、2ページの下表でございますけれども、29年度調査よりは回収率が改善されているといったところでございますが、やはり目標とする水準値には及ばない。一番小さい規模のところでは上回っておりますけれども、目標とする水準値に達しなかったといった状況でございます。

3ページの②の評価のところでございます。平成29年度においては、全体及び全ての企業規模におきまして目標とする有効回答率を大きく下回っております。このため、平成30年度において受託事業者につきましては、督促電話の日程を早めて、架電期間を長く取る等の取組を行い、29年度より有効回答率を改善いたしました。また、全体及びほとんどの企業規模区分について目標とする水準値である有効回答率を下回っている状況でございます。

有効回答率を向上させることが今後の課題ということでございまして、次回の調達におきましては、委託事業者において十分な業務実行体制が確保されるような方策を検討する必要がありますんじゃないかと私どもは考えているところでございます。

続いて、(2)問合せ対応でございます。①実施状況ですが、受託事業者につきましては、調査客体からの問合せ用電話窓口として専用フリーコールを設置、またあわせて、専用のメールアドレスに問合せ対応を行っているところでございます。

また、その対応に当たりましては、問合せマニュアルを作成、また厚生労働省が対応し

た照会対応事例集とあわせて使用しているところでございます。また、これらの資料をもとにオペレーターへの研修も行っております。

問合せ内容につきましては、受託事業者において構築した専用システムに入力といったことをしております。

問合せの状況でございますが、こちらの表のとおり、問い合わせ件数、29年度1,230件、30年度911件、そのうち苦情はそれぞれ10件、7件となっております。

評価でございます。受託事業者において問合せマニュアルを作成し、研修を実施、また専用システムにより迅速かつ適正に対応しているということで評価できると考えております。

続きまして、(3) 個票審査及び疑義照会の状況でございます。

①実施状況でございます。受託事業者は疑義照会システムを作成してエラーの検出、修正を行っております。疑義照会に当たりましては、疑義照会マニュアルを作成して実施するとともに、オペレーターへの研修を行っているということでございます。

疑義照会の確認がとれた場合には、調査票への記入による修正とあわせて、システムによるデータ修正を行っているということでございます。

表のとおり、疑義対象件数、29年度3,534件、30年度3,558件ということでございますが、「未完了」、右のところがございますけれども、「未完了」件数、それぞれ1,222件、604件ということとなっております。

②の評価でございます。疑義照会マニュアルを作成し、疑義照会システムによる一元管理など創意工夫を行っている点は評価できると考えております。しかしながら、「未完了」割合が29年度34.6%、30年度17.0%と高い割合となっております。また、問い合わせに至っていない「未照会」もそれぞれ5.1、6.9ということになっております。

受託事業者につきましては、照会の際に督促業務と同様、調査票記入者と連絡がとれなかったケースが多かったとしておりますが、疑義照会の「未完了」につきましては、調査結果の質の低下につながるものでございまして、十分な業務実施体制が整えられたかどうか検証するなど、確認完了割合を高める取り組みが必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして、(4) 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施でございます。

実施状況でございますが、受託事業者は月1回、業務実施状況、営業日ごとの調査票の提出状況等について厚生労働省に報告しております。これにより厚生労働省では、業務の

実施状況を把握し、共有、確認しているといったところでございます。

評価でございます。受託事業者は平成29年度及び30年度ともに、厚生労働省と調整した作業方針、スケジュールに沿って実施しております。また、事業者の問合せ及び督促の対象となった調査客体に対しまして、厚生労働省からアンケートを実施しております、この資料の7ページ、8ページでつけさせていただいておりますが、全般的に見てみますと、回答につきましては、4段階評価の上2つがほとんどという状況になっておりまして、満足度は高いという評価となっていると見ております。

続きまして、(5)民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。①実施状況でございます。平成29年度におきまして、平成30年3月31日の段階で目標として有効回答率を達成できなかったということで、翌年度以降の有効回答率向上のための方策の検討の一環として、事業者が自主的に4月6日にオンライン調査ユーザーIDを記載した督促はがきの追加発送をしております。また、調査票の受付延長をしております。その結果として全体の有効回答率2.1%上昇という状況となっているという状況でございます。

また、平成30年度におきましてオンライン調査の推進の一環ということでございまして、PDF形式の調査票からHTML形式の調査票に変更して調査環境の改善を図っているところでございます。

評価でございます。本取組の実施後も目標としている有効回答率を達成できなかったところでございますが、全体な有効回答率向上につながっているというところに関してであれば評価できるんじゃないかと考えています。

次に、2の実施経費についての評価でございます。ここの表にございますとおり、民間競争入札実施前の従前経費と比べ39.0%の減少となっております。

4、評価委員会等からの評価でございます。5月21日に3名の外部有識者から成ります厚生労働統計調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会を開催し、本事業の実施状況について評価を得ております。ここでは、確保される質として設定した有効回答率は、平成29年度より有効回答率を改善し、30から99人の企業規模において目標とする有効回答数を上回ることができたが、全体及び他の企業規模区分については、目標とする有効回答率を下回っている等々の評価を得ておりますが、全体の評価といたしまして、経費の削減については実現しているものの、対象公共サービスの確保されるべき質が実現できているとは評価できない。また、実施経費については必ずしも削減率が高ければいい

というものでなく、統計としての質の確保には必要な適正予定価格が設定できるよう、事業実施に必要な予算確保は行うべきであるといったご意見がございました。

5、評価のまとめでございます。(1) 評価の総括でございますが、問合せや疑義照会の対応及び実施経費の削減について全体的な評価を得ることができました。しかしながら、統計として確保されるべき質については、一部の企業規模を除き、目標とする水準値に達しておらず、また予定価内の業者が1者と競争性が確保されていないことから、事業は適正に実施されているとは評価できない。

(2) 今後の方針でございます。次期事業においては、評価等検討会の意見を踏まえ、業務内容の精査及び従来の実施状況に関する情報の開示等を積極的に行い、統計としての質の確保及び適正な予定価格を設定できるよう予算措置を行うことにより重点を置き、引き続き、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運営に関する指針に基づき、合理的に事業を実施することとしたいとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価につきまして総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料B-1に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

事業概要につきましては、今、厚生労働省からご説明がありましたので、割愛させていただきます。

2の評価、概要でございます。市場化テストを継続することが適当であるという形でさせていただきます。この後、ご説明申し上げる確保されるべき質のところ課題があると判断いたしまして、このような形にさせていただいております。

このため、新プロセスから現行プロセスに戻して官民競争入札等監理委員会の審議を通じた改善が必要であるという形でまとめさせていただいております。

2ページ目に参ります。2ページ目の対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。こちらは3点、実施要項に記載されておりますので、それに基づきまして評価をさせていただきます。

調査票の回収(有効回答率)なのですけれども、こちらは先ほど厚生労働省からご説明ありましたとおり、29年度では、全ての規模で目標とする水準に達していないこと、平成30年度では、一部しか達成できていなかったということがございまして、課題があるという形でまとめさせていただきました。

続きまして、(2)の問合せ対応でございます。こちらにつきましては、具体的な数値の設定はございませんでしたけれども、厚生労働省からご説明がありましたとおり、問い合わせに対する回答や事務局に対する全体的な感想を見ていただきますと、基本的には満足度の高い評価が出ておりましたので、こちらは適切に対応できたものという形で評価をさせていただきます。

続きまして、3番の個票審査及び疑義照会の状況でございます。こちらのほう、疑義照会の状況につきましては、「未完了」の件数が一定数あり、課題が認められるという形でまとめさせていただいております。

下の「理由」の表の右から3つ目の「未完了」のところでございます。こちら厚生労働省からお話のありましたとおり、30年度で17%と一定数の「未完了」がございましたので、課題があるという形で整理をさせていただきました。

次に経費について検討いたしました。4ページの3、実施経費でございます。こちら先ほどご説明にありましたとおり、削減率として「対19年度」で見たときに39%の削減があったということで、非常に大きな効果があったという形で整理をさせていただいております。

以上の状況を踏まえまして、今後の方針でございます。4ページの6のところに記載をさせていただいておりますけれども、確保されるべき質において、有効回答率の目標とする水準を達成していないこと、疑義照会の際、「未完了」率においては17%と一定数あることなどの課題が認められることから、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるという形にさせていただいております。

このため、次期事業においては現行プロセスに戻して、課題について検討を加えた上、官民競争入札等監理委員会の審議を通じた民間競争入札を実施することにより、効率的な業務運営を行うとともに、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の改善を図っていく必要があるものと考えているという形でまとめさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。どうぞ。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございました。回答率が目標に達しなかったことについては、既に実施の事業者よりオンライン調査でユーザーIDをはがきで出すと一部改善がとられているようなのですが、もう一つの課題であります疑義照会の「未完

了」が全体として17%あるという点については、何か原因があったり、今後どういった対策をしたらいいのかという案というのは出ているのでしょうか。

○中原室長 「未完了」割合につきましては、従来の事業者と比べると減少してきているというのは事実だと思っております。従来も非常に高い状況でしたので。ただ、今回の調達に当たって、そのあたり、どういうふうに目標を設定するかということがなかったことも影響しているのかなと思っております、その辺の情報開示、どの程度の業務量が必要なのかというところを今後示していくべきじゃないかと思っております。

それともう一つありますのが、「未完了」と言いますが、私どものほうでその後引き継いで対応するわけですが、詳細を見ていきますと、例えば前後の調査項目を見ていきますと、埋められるというか補正できるような項目もございますので、そういったところを情報共有しながら、その段階を事業者でやっていただくとか、そういうことの対応もあるのかなということも思っております、そういったいろいろな対応を含めながら、「未完了」の結果的な件数、それと私どもで最終的に引き継がなきゃいけない件数を減らせるような取組はできるのじゃないかなと思っております。

○梅木副主査 どうもありがとうございます。

○井熊主査 どうぞ。

○三輪専門委員 私も今の有効回答率のところと「未完了」のところやっぱり気になりましたので、ご質問及び発言させていただきます。

個人的には、まず回答率のことにしましては、実はこの1年間の改善は大きいんじゃないかと思っております、確かに目標とする水準に達してないというのはそのとおりではあるんですけども、ただ、いずれの企業規模のカテゴリー、どこでも全て5ポイントぐらいは大体増加してるんですよ。これ、実はこの時代、そんなに普通にあることじゃなくて、かなり企業が頑張ったんだなと私自身は思いました。

では、なぜ目標とする水準に達したのが一番小さい企業だけだったのかということなのですか、そもそもの目標とする水準自体が妥当なのかということも見直されたらよいかと思います。

というのは、最終結果を平成29年度も30年度も、この2年度分のデータしかないもので、こちらで確認する限り、回収率の数字というのは企業規模と逆相関してるんですね。企業規模が大きいほうが平均的には低目になっている。にもかかわらず、目標とする水準自体は、企業規模が大きいほうが高目の水準を要求しているといえますか、それが何ら

かの妥当な根拠があれば、もちろん譲れない数値だと思いますけれども、もしこれが何らかの過去の実績を踏まえた上でつくっている目標ということであれば、もしかすると、企業規模ごとに分けた水準値自体のほうが本来、ほんとうに妥当であるかといったことも検討されるとよいかと思いました。

それとあと、「未完了」のところにつきましても、こちらも「未照会」というのは、なぜ「未照会」なのかかわからないのですけれども、照会中の件数が減っていて、これだけ劇的に減っているというのは、これもおそらく企業が相当この1年間、反省なり努力されて、多分、照会のやり方を変えるか回数を変えるとか、何かしないとこんなには減らないのですよね。なので、私はすごく努力の跡が伺える数値だと思ったのですが、「未照会」についての意味というか、中身についてはどういったものなのかということは、もし可能でしたらご説明いただきたいのですが。

○中原室長 まず、有効回答率から説明させていただきます。

ここで目標とする水準値でございますけれども、これは平成19年度に厚生労働省みずからやった際の回収率でございます。それを設定しているところでございまして、ただ一方で、前期の事業者まではここをずっと達成できていた。ただ、一部の規模についてできてなかった年はあるのですけれども、全体としては達成できているといったところがありましたので、今回の目標設定としてもこれが妥当であろうという考えのもとに設定をさせていただきます。

ただ一方で、29年度については、後ほど説明させていただきます「未照会」も、「未完了」も絡むのですけれども、この調査はローテーション項目で5年に1回の調査項目、変わるものがあります。29年度につきましては退職金の調査をしております、やはり企業負担が非常に高いというのがありまして、一部に、企業のほうでいろいろと計算してもらわなきゃいけない項目もあると。そういったこともあって、大企業ほど書きづらいというのがあったのじゃないかというのは考えております。

その状況については、確かに5年前の状況についても、大規模のほうで目標とする水準に達してなかったのはございましたので、そういった面からすると、もう少し検討するところはあったのかもしれないと思っております。

ただ一方で、回収率が大規模ほど悪いといったところについては、退職金の問題もあったわけでございますけれども、やはり最近の調査を実際に実施しておりますと、明確な数字で全体的にお示しすることはできないのですけれども、大企業ほど調査の協力を得られ

づらいといった状況は最近出てきておりまして、そういったことも影響しているのかと。基幹統計であれば答えるけれども、一般統計は回答義務がないのですよねということで、調査拒否をされる件数も大きいところほど多いというのもございまして、そういったところも影響しているのかなと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、今回の事業者の結果のみをもって目標とする水準値をどう変えるか、変えるべきかどうかというの、直ちにというわけでもないと思っておりますので、そこはまた私どもでしっかり検討させていただきたいと思っております。

「未完了」につきましても、29年度非常に多かったのは、先ほどお話ししたとおり、退職金関係ではないかと思っております。ただ一方で、「未照会」についても逆に30年度多くなっておりますので、どんなものかと思っておりますけれども、実際のところは相手方と接触できない、担当者に接触できないというところがあって、そういったところが原因となっているところも非常に多いといったところがございます。

いずれにいたしましても、こちらについての例えば事業者の業務投入計画とか、そういうところの状況も今現在、分析しておりまして、それが妥当だったのかどうかというところも踏まえながら、今後対応とかも考えていければと思っております。

○井熊主査 どうぞ。

○三輪専門委員 補足なのですけれども、今のご説明で、この目標の水準値が妥当であることはわかりました。ただ、そうすると、当時の状況と今で大企業の回収率が下がっているということが明白だとするならば、今度はデータの連続性というクオリティーの確保のほうにむしろ心配となりますので、そちらについてもご検討いただければと思います。

○井熊主査 ほかいかがですか。今回の審議対象のところは、6者応札して5者、予定価格超過という、これはこういう審議をしている中でも結構異例の予定超過率かなとは思いますが、その中に、前回の受託者も予定価格、超過してますよね。今回の予定価格は大体その前のときの受託額ぐらいかなと思うのですけれども、業務内容の負担が大きくなっているとか、そういうことはあるのですか。

○中原室長 業務負担が大きいというか、おそらくこれまでの受託事業者の業務投入量、事業報告とか見ていると、計画に比べて実際に投入した人日が非常に大きくなっているということで、これまでの事業者にとっても見込みとちょっと違ったのではないかと考えているんじゃないかと思っております。

ですから、そういったところに課題があるのかなということもあって、前回の調達にお

いては、そういった業務量を詳細に出して今回の調達をやったわけなのですけれども、ただ結果として今のような状況になっていると。

一方で、予算を要求していく段階でいきますと、実績見合いで査定されてしまうというところもございまして、そのこのところをどういうふうにも私どもが財政当局に対して説明していくか、省内の会計課なり、どういうふうにも説明していくかというところは、このままやっていると応札業者がなくなるのではないかとといったことも考えておりますし、実際に過去に受託した事業者も、これ以上は無理だというお話とかは聞いたりしておりますので、できるだけ適正な予算の確保ができるように努力していきたいと思っております。

○井熊主査 毎回毎回、10社前後の人たちが説明会に来て、数社が応札するというのは、この事業にとって大事な環境かなと思いますから、そこら辺をぜひ維持できるようなご検討をしていただきたいなと思います。

ほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価の審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、本事業につきましては、やはり実施の内容とか方策についての検討も必要ということもありまして、次期以降につきましては、現行プロセスとして継続するという方向で監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(国土交通省入室)

○井熊主査 それでは、続きまして、国際航空旅客動態調査の実施状況について、国土交通省航空ネットワーク部空港計画課木原空港施設高度利用推進室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○木原室長 航空局の木原でございます。本日は国際航空旅客動態調査について説明させていただきます。よろしく申し上げます。

お手元の資料3の横のパワーポイントを見ていただければと思います。

最近、インバウンドで国際線が増加しております。特に外国人が増えておりまして、政府としても積極的に取り組んでいます。その中で空港の計画、政策や施設計画を行う際、お客さんの流動実態が必要になります。そこで、国際旅客動態調査を行っており、全国約

30空港におきまして8月と11月に、アンケートをしております。

その調査について今回、1者応札が続いているということで、この市場化テストの対象となったところでございます。

こちらの縦の資料でご説明をさせていただきます。

本件、29年6月から開始しまして第1期目の2年が終了し、今回対象となっております。先ほど申しましたアンケートですが、日本人、外国人の旅客以外にトランジット、通過客とかも対象としております。

調査ですけれども、一般的な事例、どこへ行きますかというだけでなく、出発便名、旅行目的、それからアクセス手段、例えばレンタカーでどこへ行きます、箱根に行って京都に行ってどこへ行きましたという旅行の全体、どういうルートを通ったかというのまでヒアリングをしております。これらを、旅客ターミナルビル内でアンケートを行っております。

受託事業者はパシフィックコンサルタンツが受託しております。一般競争入札、総合評価落札方式により落札しております。入札参加者1者から提出された技術提案書について総合評価委員会において審査し、所定の評価基準を満たし、予定価格内のため落札としております。

評価のポイントについて、まず、確保すべき質の達成状況としてスケジュールの面について、業務計画書に示すスケジュールに沿って確実に業務を行っております。

2番目の、問い合わせ、苦情、照会等の対応について、安全管理要領、安全計画書を作成し適切に行っております。

調査の実施においては、主要空港30空港をそれぞれの調査要領を作成して行っております。

続きまして、(3)の目標サンプル数でございます。表を見ていただきますと、トランジットの旅客が95%ですとか、100%を下回っているという状況がございます。こちらは、中部空港で、トランジット旅客が減ってきているという実態がある中でサンプル数が高く、100%を下回っている状況でございます。

こちらにつきましては、例えばアメリカからアジアというところの乗り継ぎは、同じエアラインでまとまって乗り継ぎをされる場合が多いのですが、中部空港でエアラインの戦略が変わり、急激に、1桁下がっております、その中でサンプル数が獲得できなかったのも、事業者の責任ではなく、やむを得ない状況ということで問題ないと評価させていただ

だいております。

(4) ですが、こちらのとおり、スケジュールの面、それから苦情対応面を含めまして、サービスの質というのは達成していると。目標サンプル数は、一部満たしてないですが、受託事業者の責めによらないものとさせていただいております。

ここについて事業者がトランジットの動線上に待機し、アンケート数を上げたいと空港に相談しております。ただ、お客さんにサービスを提供する空港側にとっては、移動ルートの中でアンケートをすると、お客さんの妨げになるということで難しく、実現していない状態です。また、調査項目のサンプル数の見直しを今検討しております。そういう状況でございます。

その他、業務体制の確保及び質の向上については、本調査、全国に及んでおりますので、業務体制の確保が課題となっております。多数の空港を対象に、かつ外国人相手ということで、ある程度、外国語も対応できる体制であり、人材確保が難しいのですが、契約期間、3年間としていただいたことで、効率化は進んでいると考えております。

それから、調査員、これは体制と同じでございます。同じく3年間としたことで対応できていると考えております。

続きまして、実施経費について、こちらは契約額ですが、市場化の導入前と導入後を比較しますと、実は金額はそう変わっていない状態でございます。ただ、通常、昨今の労務単価の上昇、あるいはサンプル数が増えている状況を踏まえますと、一定の改善はあるのかなと考えております。

それから、外部有識者からの評価として、私ども航空局の中でも総合評価委員会という場で委員の先生に見ていただいております。その中では、要求水準は満たして良好だったと評価いただいております。経費についても一定の効果があったと。調査員を確保するのが難しいという状況も理解できるということがございます。ただ、準備期間をしっかりと確保するという意味で、公告期間をしっかりとる方法について有効であるとコメントいただいております。そういう工夫を行いつつも、何とか複数者応札の実現に向けて、引き続き取り組みを行ってもらいたいというコメントをいただいております。

全体的な評価につきまして、こちら市場化テストの終了プロセス及び運用に関する指針の中で、1から5のうち③の入札に当たり競争入札の実施を行ったが、1者応札であったという点、こちらが課題と認識しております。

今後ですが、これまで市場化テストの対象となって以降、競争参加資格要件の緩

和に努めてまいりました。建設コンサルタント業を役務提供としたり、等級を拡大したり、資格要件で、過去に空港のアンケートをやってなくてもいいと、同種の業務経験の廃止をしております。それから、管理技術者も廃止し、総合評価落札方式としています。さらに、複数年契約化もしています。これら参加しやすい環境を努力してまいりましたが、1者応札となっている状況でございます。

今回、募集要項をとりに来た者、入札者以外にもう1者ございました。その入札説明書取得者にヒアリングをしたところ、本調査のように全国の空港を対象にするというところが調査規模が大きいということで、検討に時間を要するということがございました。私どもといたしましては、引き続き、公告期間をしっかりと長くとり、あるいはその他の改善を持って複数者応札の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

今回、継続ということでさせていただいて、改善に努めてまいりたいと考えているところです。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価につきまして総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 そうしましたら、資料C-1に沿ってご説明させていただきます。

資料C-1、まず事業の概要等ですけれども、こちらに関しては、今、実施府省より説明がありましたので、割愛させていただきます。

2ページ目、評価について、まず概要です。競争性の確保という点において課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

具体的内容ですけれども、まず確保されるべき質の達成状況ですが、先ほど説明のあったとおり、スケジュール遵守、マニュアルによる対応、目標サンプル数の達成率、いずれも確保されるべき質が達成されていると考えております。

目標サンプル数については、一部達成はできておりませんが、先ほどの説明のとおり、事業者の責めによらない事情による未達成でございますので、こちらはおおむね良好と評価できると考えております。

続きまして、実施経費でございます。従前経費と実施経費で同額となっておりますが、先ほど実施府省から説明のあったように、サンプル数の増加や、あと労務単価の上昇ということに鑑みれば、一定程度の効果があったのではないかなと評価しております。

(4)の選定の課題に対応する改善ですが、競争性に問題があったことから、入札参加

資格の緩和、評価項目の明確化及び仕様書の明確化など、多数の取り組みを実施していたいておりますが、結果としては1者応札となり、課題が残っている状況でございます。

評価のまとめでございます。業務の実施に当たり民間事業者が確保されるべき達成目標として設定された質については、目標サンプル数の達成率について一部要求水準を満たさなかったものの、受託事業者の責めによらない、済みません、誤字がございました、事由によるものであり、おおむね良好と評価できます。

実施経費についても、先ほどのとおり、一定程度の効果があつたものと評価できます。

他方で、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められるため、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。そのため、次期事業においては課題について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○三輪専門委員 今回の入札のところなんですけれども、説明会の参加者数に関しては、例えば過年度で3者、2者、4者、2者、2者と複数来ているわけですよね。これらに関しては、つまり、最終的に応札できているのは1者で、そこが落札して1者でやってるんですけれども、応札に至らない、説明会に参加しているところは繰り返し来てるんですか、それとも、1回説明会で、これは入札できないとなると、もうその後は来ないものですか。入札まで至らなかった業者が入れかわっているかどうかということをお聞きしたいんですが。

○木原室長 確認させていただきます。

○井熊主査 ほかいかがですか。

○関野副主査 ちょっと質問しますけれども、目標サンプル数の決め方というのは、過去の実績だとか、そういうものかなと思うんですけれども、どうやって決められましたか。

○木原室長 旅客規模とサンプル数の相関をとりまして、前年度の実績も考慮した上で計算式で出しております。実は、中部空港の場合は、前年度から実績は下がりましたので、順々に落としていくという作業をしたんですが、落とし幅以上に旅客が下がってしまった。

1桁下がって数百人いたのが数十人、そんな規模なので、そこは追いついてなかったとい

うのも改善点としてございます。

○関野副主査 ということは、基本的には目標サンプル数は、インバウンドが増えてくるとだんだん増えてくるという傾向にはあると。

○木原室長 そうですね。ただ、関連の曲線上最初は大きく増えますが、後は少しずつ増えていきます。

○関野副主査 来年は増えると。あと、入札者のヒアリングで、全国の空港を対象とするから、多分、出張か何かしなきゃいけないということだと思んですけど、ならば地域ごとに分けるというお考えはあるんですか。

○木原室長 もちろんそういう工夫もできるかは検討させていただきましたけれども、実際、現場を見ていると、ある程度、調査員がリーダーのもと空欄があれば、もうちょっとやってというふうに現場でチェックをしています。その上で後にデータチェックをして、その後、年間拡大するという一連の流れがございまして、そこを分けたときに、果たして同じような質が確保できるかという課題がございまして、全体をまとめてとさせていただきます。

○関野副主査 あともう一つ、アンケートの仕方というのは、紙でやってるんですか。例えばタブレットで選んでいただけとか、そういう方法だとかなり言語も一挙に20カ国語、30カ国語いくので、タブレットを使っているということはないんですか。

○木原室長 今のところは紙でさせていただきます。将来的にはそういうものもあるかもしれませんが、初期コストですとか、今、許可を得るときに紙で、証拠として1年間保存とかいろいろございまして、今の時点では難しいんですが、将来的にはできればいいとは思っています。

○関野副主査 だから、国交省さんのほうでタブレットでアンケート様式をつくってしまって、それで業者さんにこれでやってくれと配れば、アルバイトだけでできちゃうような気がするんですけど。

○木原室長 どうしてもお客さんに負担になる行為ですので、結構、細かい質問を、いかに機嫌を損ねないように回答を引き出すかというところだと思います。航空局の委員会の中でもタブレットとかにできないかというお話も受けておりますので、ほかのアンケート、うちの省の中でどうやってるかも含めて検討させていただきます。

○関野副主査 多分、最初の作成コストだけで済むので、あとはそんなに、例えば日本中の写真を撮っという、行った順番にチェックしていくとかやっていけば、それほど難しく

ないような気がするんですが、意見にすぎません。ありがとうございました。

○井熊主査 ほかいかがですか。これは調査の規模が非常に大きいということで、ここも障壁になっているんですが、今回、資格なんかを建設コンサルタント業界からもっと広げたわけです。けれども、先ほどもご指摘ありましたが、説明会への参加者数が増えてないですね。せっかく取り組まれたことが事業者の関心という形につながってないというのがあると思うんですね。ですので、せっかくここまで緩和してきているわけだから、まずは説明会に来ていただいて、関心を持ってもらうというところのプロモーションみたいなことが必要なように私は思います。

○木原室長 特に、前回、これは私どもの反省点なんですが、公告期間が短かったというのがございます。なので、今回しっかりとして、何とか改善させていただきたいと思っております。

○井熊主査 よろしいですか。それでは、本事業の審議についてはこれまでとさせていただきます。事務局から何かありますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本件につきましては継続とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(環境省入室)

○井熊主査 それでは、続きまして、那須平成の森運営管理業務の実施状況について、環境省自然環境局国立公園課中尾課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○中尾課長 それでは、よろしく申し上げます。

では、まず資料D-2、ポンチ絵になってるものなんですけれども、そちらを使用してご説明を差し上げたいと思います。

左上に那須平成の森の概略を地図で示しております。那須平成の森は、豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接触れ合える場として活用してはどうかという上皇陛下のお考えを踏まえて、那須御用邸の一部が宮内庁から環境省に所管がえされ、平成23年に開園しました。開園以来、毎年、上皇陛下や天皇陛下にお越しいただいております。

環境省では、この那須平成の森の中にフィールドセンターを中心としたふれあいの森と学びの森の2つのエリアを整備するとともに、入り口となる場所にビジターセンター等を

整備し、国民の方々が自然に直接触れ合える場として維持管理、運営しております。

年間の利用者は、昨年度の数字で約7万人でございます。

管理運営の基本的な方針は、自然体験、自然学習、そして自然と人間との共生のあり方を学ぶ場として自然特性を踏まえたゾーン区分をし、モニタリングや植生管理を行っております。ふれあいの森——この地図にあるところですが——は、利用者が自由に散策することができますが、この学びの森という横の緑のエリアは、専門のガイド同伴のプログラムでしか立ち入ることができないエリアとなっております。

次に、このポンチ絵の裏面、こちらを用いて業務概要についてご説明をいたします。

本事業は、大きく那須平成の森の維持管理と運営という2つの業務を行っております。維持管理につきましては、フィールドセンターとビジターセンターの施設の清掃や消耗品の交換等の維持管理、そして来館者のお客様方の窓口対応、館内の展示の企画作成などが主な内容となっております。

また、運営については、自然教育プログラムとしてガイドウォークなどの有料、無料、個人向け、団体向けの参加型プログラムを提供しております。また、自然体験や自然環境学習の人材育成の拠点でもありますので、指導者の方々を対象とした人材育成プログラムの実施や、地域住民の方々、小中学校を対象としたプログラム、広報活動等も行っております。

以上が本業務の概要です。

次に、本体の実施状況の報告をさせていただきます。では、資料4-1をごらんください。

実施期間は平成29年4月1日からの3年間で、市場化テストの2期目となります。1期目は、那須平成の森運営管理の業務と那須高原ビジターセンター管理運営業務を1つの業務として行っておりましたが、2期目より2つの業務と変更いたしました。

受託事業者は、那須平成の森運営管理業務は公益財団法人キープ協会です。那須高原ビジターセンター管理運営業務はNPO法人那須高原自然学校です。入札の状況ですが、1者応札という結果でした。

2番の評価でございます。次のページをおめくりください。本業務は、従来那須平成の森運営管理業務の実績を踏まえ、実施要項により確保すべき質を設定しているところでございます。

実施要項による規定と平成31年3月31日時点での達成状況をご報告させていただきます

ます。

まず、那須平成の森運営管理業務についてです。こちらは維持管理業務と運営業務に分けて確保すべき質を設定しております。まず、維持管理業務につきましては、業務の確実な実施と十分な情報提供の2つにしております。また、運営業務につきましては、業務の確実な実施、そして満足度等の高いプログラムの提供としております。

これら設定した質についての達成状況は3ページ目以降をごらんください。まず、維持管理業務のア)業務の確実な実施について詳細を記載しております。こちらにございますように、(1)物品等の確保から(5)全般的事項等について、日報、四半期報告書及び年間報告書をもって確実に実施していることを確認しております。

次の4ページ目をごらんください。維持管理業務のイ)十分な情報提供につきましては、利用者からアンケートを行い、5段階のうち、不満足等の満足度下位2ランクまでをおおむね1割以下と設定しております。3月31日時点で今期は5.5%となっており、確保すべき質は達成していると判断しているところでございます。

4ページ目中段、②運営業務についての達成状況についてご説明いたします。こちら運営業務のア)業務の確実な実施につきましても、報告書及び現地確認等によってプログラムの企画立案からその他について確実に実施していることを確認しております。

満足度の高いプログラムの提供につきましては、こちらもプログラム参加者を対象にアンケートを実施しております。7段階のうち、わかりにくい等の満足度下位2ランクまでをおおむね1割以下と設定しており、今のところ、今期は0%であることから達成しているものと判断できる状況となっております。

次、6ページ目からのご説明をさせていただきます。那須高原ビジターセンター管理運営業務の達成状況でございます。こちらの業務については維持管理業務のみとなっております。ア)業務の確実な実施、イ)十分な情報提供の2点を確保すべき質として設定しております。

まず、業務の確実な実施の達成状況についてご説明します。記載のとおり、各項目、(1)物品等の確保から(4)那須平成の森全体の管理運営に係る連携について、日報、四半期報告書、年間報告書及び現物確認により確実に実施していることを確認しております。

那須高原ビジターセンターに係る十分な情報提供につきましても、入館者からアンケートを行い、5段階評価のうち不満足等の満足度下位2ランクまでをおおむね1割以下と設定しております。3月31日時点で今期は3.8%となっており、こちらについても確保す

べき質は達成していると判断しているところでございます。

8 ページ目のご説明をさせていただきます。那須平成の森、那須高原ビジターセンターの両業務とも受託者より提案が可能としておりまして、総合評価落札方式の入札時に、受託者より提案された内容とその履行状況について記載しております。両業務とも報告書等により、提案された内容が着実に実行されていることを確認しており、業務改善指示を受けたり、業務に関する法令違反行為等はありませんでした。

次に、実施経費についての評価でございます。9 ページになります。市場化テスト実施前である従来経費のAと比べ、市場化テスト第2期である実施経費Bは4.7%に当たる227万円強の削減が図られております。

次のページでございます。その他といたしまして、那須平成の森と那須高原ビジターセンターをそれぞれ分けて入札を行う必要性についてご説明いたします。

業務を2つに分けることにより、那須高原ビジターセンター管理運営業務の競争参加資格がB、CまたはDの等級となることから、新たにDランクの事業者の参入が可能となりました。D等級の事業者が最終的には今回も落札をしております。新たな事業者の参入となりました。

また、実施要項における条件緩和としまして、現地説明会の開催、類似業務の経験を必須項目から加点項目に変更、従来の実施状況に関する情報の開示、業務分割といった改善を重ねてきたところでございます。

同じく10ページの4、評価委員会等からの評価についてご説明いたします。

平成31年3月に5名の外部有識者からなる那須平成の森運営管理業務事業評価委員会を開催し、確保されるべき質として設定した業務の確実な実施については、創意工夫が行われており、アンケートによる利用者の評価も高く、経費に対して質の高い業務が行われていると評価できる。確保されるべき質として設定した十分な情報提供については、設定した目標を達成できている。実施経費についても、従来を経費に比べて削減されている。1者応札となっているのは、自然ガイド事業者に限られるという背景も大きいと考えられ、入札の枠組みや競争が可能なものとなっており、問題はない。

2業務が一括で発注されたほうがよいという事業者ヒアリング結果もあったが、2つの施設の性格に違いがあること、事業分割により競争参加資格の幅を広げたことによって新たな事業者が受注していることから、今後も2業務が緊密に連携できる体制を確保しつつ、業務を分割して発注することが望ましいという評価をいただいております。

11ページになります。評価のまとめとしまして、これまで現地説明会の開催、類似業務の経験についての必須項目から加点項目への変更、従来の実施状況に関する情報の開示、業務の分割といった競争性改善のための取り組みを実施してきましたが、入札の結果、那須平成の森及びビジターセンターともに1者応札となりました。

応札者については着実な業務実施がなされたとともに、情報提供や提供プログラムに対しては利用者から高い評価を得ており、確保すべき質は十分に達成されていました。

また、応札者からの提案事項についても着実に履行されており、業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もございませんでした。

平成26年度より総合評価落札方式に切りかえたところ、2にお示ししましたとおり、経費削減効果を得ることができました。

関東地方環境事務所に外部有識者で構成される評価委員会を平成30年度に設置しており、経費に対して質の高いサービスが提供できている、競争性のある枠組みが構築できている等の評価を得てございます。

さらなる改善のため、過去に応札した者などにヒアリングを行いました。こちらについても資料として本日お配りしておりますけれども、業務発注の改善につながる情報は得られず、さらなる改善は困難と考えられます。ヒアリングの結果は、元御用邸の森の価値をわかりやすく来園者に伝える能力等の本業務を実施するノウハウをそもそも有していない、一度入札に参加したが自然解説ガイドを行う人材やインタープリターの確保または育成ができないと判断した、類似業務の実績不足、等の理由により、その後、入札に参加していないことから、事業者がインタープリターを確保することは困難であることが伺えます。

また、那須高原ビジターセンターについても、通常のビルメンテナンスとは異なり、周辺の自然環境、登山道の状況やその季節変化等を踏まえた展示品のタイムリーな更新や展示企画があるため、こちらも特殊性が高く、競争性の確保が難しいと考えております。加えて、標高1,000メートル近い山地に所在し、最寄りのJR那須塩原駅から自動車で約45分という立地条件からも、入札参加者が限定されると考えております。もし那須平成の森運営管理業務のみが終了プロセスへ移行する場合は、那須高原ビジターセンターだけでは予算規模が年間実施経費約900万弱と小さく、これ以上の経費削減の効果があまり見込めないことから、こちらの業務もあわせて終了プロセスへ移行したいと考えております。

最後に、今後の方針についてご説明いたします。12ページになります。

本事業は、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定められる、新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断の基準を満たしており、これ以上の改善は困難と思われるため、今後は終了プロセスに移行することとしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了基準の1つ、入札に当たって競争性が確保されていたのかについては、環境省設置の外部有識者会議において、繰り返しとなりますけれども、1者応札となっているのは、自然ガイド事業者に限られるという背景も大きいと考えられ、入札の枠組みや競争が可能なものとなっており問題がないとの評価を得ておりますことを申し添えます。

最後に、本事業における市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックいただいていた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続に関する事項を踏まえた上で、関係団体への広報活動を実施するなど、積極的な情報開示等によりさらなる競争性の改善に努め、引き続き公共サービスの向上、コストの削減を図る努力を継続してまいります。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 では、資料D-1に基づきまして本事業の評価についてご説明いたします。

1 ページ目の事業の概要等についてなんですけれども、こちらは実施府省からご説明ございましたので、割愛させていただきます。

その下のⅡ評価の概要なんですけど、本事業は競争性の確保に対して課題が認められるところでございますが、公共サービスの維持向上、経費削減の双方について実現が達成されたところであり、競争性については、市場化テストによるこれ以上の改善が困難であると判断される事情があることから、市場化テストを終了することとしております。

競争性改善が困難である原因といたしまして、本業務におけます自然ふれあい活動、いわゆるインタープリテーションの特殊性が挙げられますので、5ページの(5)をごらんいただければと思います。本事業のインタープリテーションの実施のためには、自然解説ガイドを適切に行える人材であるインタープリターの確保が必要となっており、那須平成の森のインタープリテーションの実施については、インタープリターに非常に高い専門性を有することが求められております。

具体的には、5 ページの中段の「例えば」からの段落になりますが、例えば、本業務におけるインタープリテーションの巡回ルートは、ツキノワグマやイノシシ等の大型動物や、トリカブトといった有害な植物の生息地となっており、インタープリターにはこれらの生物と接触する危険性を回避しながら、利用者が安全に自然と触れ合えるようプログラムを進行するためのノウハウが必要となっております。

さらに、一段飛ばしていただきまして、「加えて」の段落からなんですけれども、加えて、環境省が平成20年3月に基本的な方針を取りまとめた日光国立公園那須の森において、那須平成の森については、自然体験、学習活動あるいは自然環境管理活動の指導者養成のためのナショナルセンターの役割を目指すことと規定されていることから、全国規模のインタープリター育成研修をみずから行えるだけの知識と経験を有した人材を配置することが求められております。

次のページに移っていただきまして、ページ上の2つのポツなんですけれども、環境省は、過去に入札説明会に参加した者、または入札参加が期待できると思われる5者及び那須平成の森インタープリテーションを実施する能力があると思われる1者に対しましてヒアリングを行っているところでございます。

ヒアリングの結果なんですけれども、インタープリターを確保することができない、または法人の事業拠点外であり、入札に手を挙げるできないといった理由により、今後も入札には参加しないとの回答が得られているところでございます。

次の7ページに移っていただきまして、今後の方針になります。以上のことから、本業務については、公共サービスの維持向上、経費削減の双方について実現が達成されたところでございますが、競争性の確保においては課題が認められ、良好な実施結果が得られたと評価することは困難であるところでございます。

しかしながら、先ほどご説明させていただいた事情によって、市場化テストの実施だけではさらなる改善が見込めないものと認められることから、那須平成の森管理運営業務については、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。

また、那須平成の森運営管理業務が終了プロセスへ移行した場合には、もう一方のインタープリテーションを実施しない事業である那須高原ビジターセンターの市場化テストの継続の要否について検討する必要があるかと思いますが、こちらは年間実施経費が約876万円と小規模の事業であり、市場化テストを実施した場合の経費削減効果があまり見込

めないことから、こちらの業務もあわせて終了プロセスへ移行することとしたいと考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービス改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、環境省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

また、本事業については、競争性改善のためにも、今後は入札への参加を促す周知活動を積極的に進めていく必要があると考えております。一例としまして、環境教育団体が多く登録されているメーリングリスト等に入札公告情報を周知するといった取り組みを実施することが考えられます。

総務省からは以上になります。

○井熊主査 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しましてご質問、ご意見のある委員はご発言ください。どうぞ。

○関野副主査 初めて伺ったので質問いたしますけど、まず平成の森というのは、冬も個人を受け付けると書いてあるので、ずっと冬もやってるということですか。

○中尾課長 はい。

○関野副主査 ということは、年間経費だと、夏も冬も同じ、月額としてはお支払いするということになっているということですか。

○中尾課長 はい。

○関野副主査 でも、かなりお客様の数は違いますよね、夏と冬。

○中尾課長 そうですね。

○関野副主査 でも、年間契約という、費用としてはなるわけですか。

○中尾課長 そうです。

○関野副主査 あともう一つ、問題はインタープリターという、育成するかという話ですけども、これは不可避というか、ガイドさんだったら誰でもいいというものじゃなくて、必ずこれじゃなきゃいけないとどこかで決まってるものですか。

○中尾課長 ご皇室から賜ったという経緯がありまして、当初より上質なインタープリテーションを提供するというご説明してきております。毎年ご訪問をされており、そのときもご説明を差し上げておりますので、そこは変えられないところだと我々考えてお

ります。

○関野副主査　ちなみに、この資格を持っている方というのは、那須に詳しい方でしょうかから、地元の方ということでよろしいのでしょうか。

○中尾課長　もともとキープ協会本部は山梨にあるのですけれども、こちらで暮らしていただきまして、現地の状況に非常に詳しいです。

○関野副主査　では、限定されてしまうということでもよろしいんですか。

○中尾課長　はい。かなり高度な技術が求められると思います。インタープリターがつかないと立入禁止になっているところは、普通に歩けば20分ぐらいで周れてしまうところなのですけれども、そこを2時間かけて案内し、私も参加したんですけれども、全然飽きさせない、自然の不思議さとか神秘さとか、見る人を引き込みながら歩いてご説明していただける方々なんですね。

○関野副主査　例えば富士山登山とか屋久島の登山とかはガイドをつけますけど、ガイドはほとんど地元の人じゃないのですけど、那須の場合は必ず地元の人なのでしょうか。

○中尾課長　そうなのです。富士山等であれば、まずは上まで登らせるとか、歴史的な背景をお話しして満足させるというのもあると思うのですけれども、ここは一見すると、我々の日常生活から離れた特異なものがあるわけではないのです。ただ、インタープリターの話の聞いていると気づくところがすごくあるというところで、普通の私たちの目では気づかないところを気づかせながら、1つの生態系としてまとまっているのだと、我々もそれに影響を及ぼしている構成員なのだということを最後は気づかせてくれるという、ストーリーがある展開をされているのです。それも毎回同じではなくて、毎回変えているのです。そのときの天候によって見えるものが違うとか、飛んできた虫が違うとかで、全然違う展開になるということですので。

○関野副主査　ありがとうございました。

○井熊主査　どうぞ。

○梅木副主査　ご説明ありがとうございます。今のインタープリターの方のかなり質の高いレベルでのサービス提供ということを理解したんですけれども、今度、終了プロセスへ移行されたときに、次に気になるのは、この事業の継続性だと思うんですよね。そういった高度な技術と豊富な経験、知識を有するインタープリターの方の今後の継続的な育成というのがこのビジネス継続の必要な条件だと思います。山梨から派遣されて、今那須に住んでいただいているということなんですけれども、その方たちの次の世代とか、その先の

ことまで考えないと、同じ方に多分、今は業務提供していただいていると思うんですけども、その方たちで終わってしまわないように、将来的なこともどういうふうにしていくかというのは早目に検討を始めて取り組みを開始したほうがいいのではないかと思います。ありがとうございます。

○中尾課長 ありがとうございます。我々もまさにその点、非常に重要だと思っております。若手の人を今育てるということと、若い方々が自立してこういうところに参入してくれるよう、門戸は広げることの必要性は感じております。

○井熊主査 ほかいかがですか。本事業につきましては、平成の森については専門家の存在が必要だということで、入札による競争性の改善ができない、非常に難しいということ、確かかなと思いますし、それからあと、ビジターセンターにつきましても、おそらくこの価格でほかの民間企業が出てくるというのはなかなか考えにくいなと思っておりますので、この委員会の入札の競争環境を改善するというところによる改善はなかなか難しいということでもあります。

ただ、そういうことで終了ということで、ほかの委員の方も基本的には異論はないのかなと思いますが、私は気になるのは、環境省の入札の枠組みは、競争が可能なものとなっており問題はないという記述が二、三カ所出てくるんですが、ここについて自分はやや違和感を感じます。入札というのは、マーケットが存在して、そのマーケットの中から競争によって適正な事業者を選ぶという行為であって、今の委員会で終了するということは、そのマーケットが存在しないということの意味しているわけですね。

そういう意味で、今、梅木委員が言われたように、どうやってこれを継続するのかということになってくると、入札という方法が正しいのかということになってくるわけですね。おそらくその財団法人なり、かなりボランティア的な、那須を愛されている方たちがここを守っている。それをどうやって継続させるかということ、ここを管理している責任の方々が問いかけていくと、もう入札じゃなくなるわけですよ。ですので、この入札監理委員会の範疇ではなくなるんだけれども、ここをどうやって維持管理していくのかということ、入札の枠組みがオープンになっているからいいんだという結論ではないですね。検討を私はぜひ期待したいなと思います。

○中尾課長 多分、外部委員会の先生方は、環境省で設定した入札の枠組み、そちらについては問題なかったよと励ましてくださっているのかもしれませんが。今、井熊先生からご指摘のあった、今の状態の質を保つためには、競争入札という方法じゃないんじゃないの

という点については、ここで、ではこうしますというお答えは申し上げられないんですけども、今日先生方から賜ったご指導、ご助言等を踏まえて、今のサービスの質を維持あるいは向上させていけるように努力はしていきたいと思います。

○井熊主査 それでは、本事業の審議につきましてはこれまでとさせていただきたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、本事業につきましては終了とする方向で監理委員会に報告していただきたいと思います。よろしく願いします。本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —